

「豊川市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」の改正に向けた考え方について

条例改正の目的・背景

近年、市民の皆さんがルールを守って分別し、排出したアルミ缶や新聞紙などの資源をごみステーションから無断で持ち去る行為が多発しています。

これらの持ち去り行為の際に、ごみステーションが散乱したり、深夜早朝に騒音が発生したりするなど、多くの市民が不快に思っており、また、通学時の児童生徒の安全面や、持ち去り行為者への不安感など訴える声も多数寄せられています。

市が回収した資源は、有価で売却し、その収益をごみ処理費の一部に充当していますが、資源の持ち去り行為は、この収益が減ることにもつながります。

本市としてもこの状況は市への財政的影響はもとより、市民の皆様の分別意識、リサイクル意識の低下、さらには市と市民の信頼関係を壊すことにつながりかねないとの判断に至りました。

このため、本市では、「豊川市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」の一部改正を行い、ごみステーションからの持ち去り行為を禁止し、違反者に対しては、罰則規定を設けることにより、持ち去り行為の防止に努めることとしたものです。

条例改正のポイント

市民の皆さんがルールを守って分別し、ごみステーションに排出したアルミ缶や新聞紙などの資源について適正な処理とリサイクルを効果的に推進していくために、次のように条例改正し、持ち去り行為を防止していきます。

(1) 資源を収集運搬できる者の明確化

「資源の収集又は運搬の禁止等」の規定を追加します。

- ① 市及び市長が指定する者（資源収集委託業者）以外の者が、ごみステーションに排出された資源を持ち去る行為を禁止する。
- ② 市長は、持ち去り行為を行った者に対して、持ち去りを止めるよう命令することができる。

(2) 資源を持ち去る者への罰則の創設

「罰則」の規定を創設します。

- ① 禁止命令を受けた後も、繰り返し、持ち去り行為を行ったときは、5万円以下の過料を科すことができる。
- ② 企業の従業員等がその事業活動の一環として違反行為を行ったときは、事業主である法人又は個人にも過料を科すことができる。

町内会の皆さんで行うごみステーションの清掃当番やマンション等の管理者による管理行為（違反ごみの撤去など）は、違反行為にあたりません。

(3) 罰則適用の流れ

